

外国人の方の登録制度が変わります

7月9日から外国人の方も、日本人と同様に住民票を作成することになり、手続きの流れが大きく変わります。

住民登録の対象となる方

- 中長期在留者（「短期滞在」「外交」「公用」の在留資格以外で、在留期間が3カ月を超える方）
- 特別永住者
- 一時庇護許可者または仮滞在許可者
- 出生または国籍喪失による経過滞在者
- ※出生または国籍喪失により日本に在留することになった外国人の方は、当該事由が生じた日から60日間は、在留資格がなくても在留することができます。

住民登録の対象とならない方

○在留資格がない



外国人の方に住民票が作成されます

住民登録の対象となる外国人の方に、仮住民票を郵送します。

①外国人登録の情報に基づき、仮住民票を作成します。
②仮住民票を該当の方に郵送します（5月頃予定）。

現在お持ちの外国人登録証明書は、一定期間、みなし在留カードおよび特別永住者証明書として有効ですが、在留資格により、それぞれの有効

外国人登録証明書は、在留カードおよび特別永住者証明書に変わります



③仮住民票の記載内容に誤りがある場合は、誤りが証明できる書類を市民課窓口へお持ちいただき、記載内容を修正します。

④7月9日以降は、「仮住民票」は「住民票」になります。7月9日の時点で、住民登録の対象となることが見込まれていない外国人の方は、仮住民票は作成されません。

※住民登録がない外国人の方には、住民票が作成されません。また、外国人登録原票記載事項証明書の発行はできません。

事前交付申請

希望する方を対象に、事前交付申請を受け付けています。在留カードは入国管理局で受け付けし、特別永住者証明書は市で受け付けています。入国管理局または市で受け付けする際に、受取日をお知らせしますので期間内に受け取りください。

なお、在留カードおよび特別永住者証明書の受け取りは7月9日以降となります。

期間までに切り替えが必要となります（別表）。

問 市民課 ☎ 210

転出・転入の手続き

外国人の方も日本人と同様に、他市区町村へ転出および海外へ出国する場合は転出届が必要となります。

八潮市から他の市区町村へ引越する場合は、八潮市で転出の手続きを行い、転出証明書を受け取ります。引越先の市区町村で転入の手続きを行う場合は、転出証明書、在留カードまたは特別永住者証明書が必要となります。

海外へ出国する場合は転出証明書を発行しませんが、転

別表

在留資格	有効期間	申請場所
中長期在留者 (永住者は除く)	16歳以上	在留期間の満了日まで
	16歳未満	在留期間の満了日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
永住者	16歳以上	平成27年7月8日まで
	16歳未満	平成27年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
特別永住者	16歳以上	平成27年7月8日または「外国人登録証明書」に記載されている次回確認期間の始期のいずれか遅い日まで
	16歳未満	平成27年7月8日または16歳の誕生日のいずれか遅い日まで

各種申請の受付窓口



現在の制度では、入国管理局で在留資格の変更または在留期間の更新を行った場合は、居住地の市区町村にその旨を届け出る必要があります。

7月9日以降は、市区町村への在留資格の変更または在留期間の更新届出が不要となり、在留期間の上限の延長や再入国許可などの手続きが軽減されます。

また、中長期在留者と特別永住者は、各種申請の受付窓口が異なりますのでご注意ください。

なお、外国人登録証明書か

カードの種類	受付窓口	受付期間
在留カード	入国管理局	7月6日まで
特別永住者証明書	市民課	

※新しいカードには、通称名は記載されません。
※氏名は原則、旅券と同じアルファベット表記になります。漢字表記の氏名をお持ちの方は、漢字を併記することができますが、併記される漢字は日本の漢字になります。



在留資格	申請の種類	受付窓口
中長期在留者	住所の変更	・市民課 ・駅前出張所
	在留資格の変更、在留期間の延長、在留カードの更新、氏名や国籍などの変更	入国管理局
特別永住者	住所の変更	・市民課 ・駅前出張所
	特別永住者証明書の更新、氏名などの変更	市民課

ら 在留カードへの切り替えなどについては、東京入国管理局へお問い合わせください。

問 東京入国管理局外国人在留総合インフォメーションセンター
☎ 0570-01390
4 (IP電話、PHS、海外からは03-5796-7112)